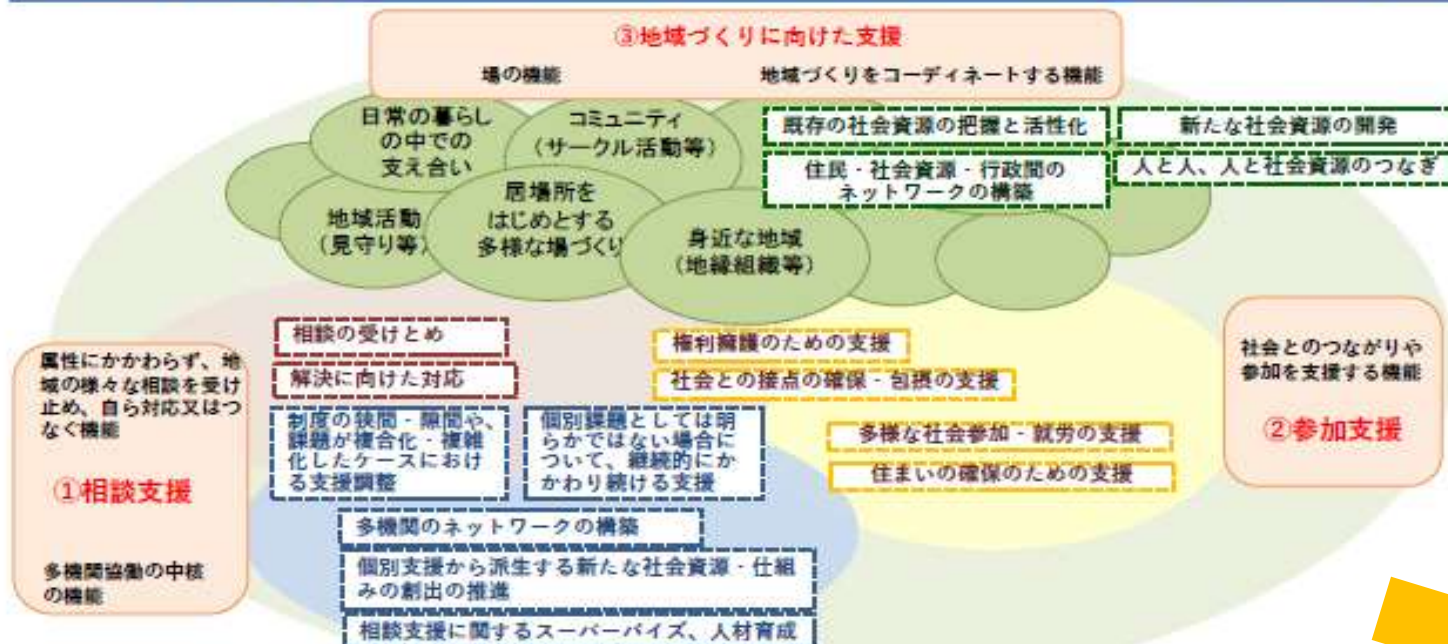


基本目標2：様々な支援がつながる包括的支援体制の構築

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

- ◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
 - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



「社会福祉法第106条の3(抜粋)」

市町村は、(中略)地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

誰ひとり取り残さない
SDGs地域福祉

出典：厚生労働省ホームページ

【包括的支援体制の構築へ向けて要となる2つの機能】

～断らない相談支援～

様々な相談を受け止め、対応や連携調整を行う機能

～社会的つながりが希薄な世帯に対する支援～

対象者を確実に把握し、必要な支援への確につなげていく機能

行政と関係機関を中心に
支援体制を構築します

＜具体的取組の軸となる考え方＞

- ・相談支援機関のネットワーク強化

専門機関が役割分担し必要な支援を提供するまちの実現へ

- ・多分野が連携した支援体制の構築

保健医療や教育と福祉がつながっているまちの実現へ

- ・新たな社会資源の開発

必要な支援を新たに創り出すことができるまちの実現へ

- ・相談支援機関の情報発信

支援が必要な人へ支援の情報が確実に届くまちの実現へ



具体的取組１：分野を横断した総合的な相談支援体制の充実

- ・福祉課題が複雑多様化し施策分野ごとの体制では対応しきれない
- ・制度の狭間にあり支援が届きにくいことがある
- ・ヤングケアラー・８０５０問題など多世代が関わる課題が増加している
 - 「断らない相談支援」の推進
 - 総合的な相談支援体制（つながる場）の充実による支援方針の共有と役割分担の整理
 - 生活困窮者支援を中心とした多分野が協働する支援体制の構築
 - 各種社会保障制度が必要な人へ確実につながるセーフティネットの構築
 - 各種相談窓口に関する情報発信の強化
 - 支援を必要としている人をキャッチする支援機関の機能強化

「つながる場」による支援調整の様子



相談支援機関が「つながる・知り合う・学び合う」
必要な支援が全ての人に届く体制の構築

具体的取組２：高齢者を支える地域包括ケアシステムの充実

- ・ 超高齢社会・長寿社会が進行する中、より長い健康寿命が重要である
 - 生活支援・介護予防の取組推進とサービスの充実
 - ＜「なにわ元気塾」の開催、生活支援コーディネーターによる地域資源・サービスの開発と情報の周知など＞
- ・ 在宅高齢者福祉の機能強化や医療介護の連携強化が必要である
 - 地域包括支援センターを中心とした支援機関の連携システムの構築
 - 医療・介護・生活支援などが一体的に提供される体制づくり
 - 在宅医療・介護サービスの連携推進と利用拡大
 - ＜包括支援センター運営協議会、包括いきいき連携会議、居宅介護支援事業者連絡会、訪問介護事業者連絡会、地域ケア研究集会などによる機能強化とネットワーク構築＞
 - ＜「中央区シニア知っ得帳」や「中央区在宅あんしんマップ」の作成などの取組、在宅医療・介護連携支援コーディネーターによる専門職支援など＞



住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちであり続けられる支援体制の構築

具体的取組３：認知症の人を支える取組の推進

- ・認知症の人を支援する活動や施策があまり知られていない
 - 初期集中支援や行方不明高齢者搜索支援など、認知症施策の広報周知強化
 - ＜「オレンジチーム」、「中央区認知症のことならなんでも案内サイト」など＞
 - いきいき百歳体操・老人クラブ活動・キャラバンメイト・認知症カフェなどによる、健康・居場所・仲間づくりの推進
 - 認知症の方本人と家族の両方をサポートする体制の充実



「オレンジチーム」の啓発活動

認知症になっても安心して
暮らせる地域コミュニティと
ネットワークの構築



具体的取組4：こども・子育て相談と児童虐待対策の強化

- ・ 児童虐待通告件数や子育て相談件数が増加を続けている
- ・ 支援につながっていない親子を支援につなげる取組が必要である
 - こども相談センターや関係機関と連携した要保護児童対策の強化
 - 地域の子育て支援機関・学校園・こどもの居場所との連携による見守り支援体制の強化
 - ＜こどもサポートネット、こねっと☆ほーむ強化プロジェクトなど＞
 - ヤングケアラーへの相談支援の取組強化
 - 保育コンシェルジュによる支援
- ・ 母子保健と子育て支援の連携をさらに強化していく必要がある
 - 保健師による顔の見える相談支援体制の充実
 - ＜4歳児訪問・フレッシュママの集い・わくわくマタニティスクールなど＞



「重大な児童虐待ゼロ」をめざしたこども・子育て支援体制の構築

具体的取組 5：障がい者の相談支援体制の充実

- ・障がい福祉サービス利用者が急増し対応を図る必要がある
- ・障がい者支援に関するネットワーク整備が十分ではない
 - 障がい者基幹相談支援センターを中心とした連携体制の強化
＜自立支援協議会の取組など＞
 - 福祉サービス利用支援の機能強化
 - 障がい者就労の環境整備
 - 地域で障がい者を支援する資源の開発・開拓
＜HANDS ちゅうおうによる取組など＞

障がい者と家族が暮らしに困らないまちを支えられる
安定した福祉サービスが提供される体制の構築



中央区内の障がい福祉サービス
事業所の様子



具体的取組 6：権利擁護体制の強化

- ・ 高齢者や障がい者への虐待対策を強化する必要がある
 - 虐待防止の啓発と速やかに虐待対応できる体制の構築
 - ＜出前講座の開催、広報の強化など＞
 - ＜障がい者・高齢者虐待防止連絡会議の開催など＞
- ・ 高齢者や障がい者が地域で安心して生活できる支援が必要である
 - 成年後見制度の周知啓発や日常生活自立支援事業の利用促進
 - ＜成年後見支援の取組、「あんしんさぽーと」の取組など＞
 - 認知症施策との連携強化



高齢者虐待に関する
出前講座

障がい者・高齢者の権利が守られ、安心して暮らせるまちを支える体制の構築

中央区で生活に困ったら？

中央区には、区役所、区社会福祉協議会をはじめ、様々な分野の専門的な相談機関がたくさんあります。

住民同士の助けあい・支えあいや地域での活動や取組では対応が難しい、困難な問題や複合的な課題などは、重大な状況になる前に専門的な支援を受け、早期に解決することが非常に重要です。

暮らしていく上で困ったことが生じた時には、抱え込まずになるべく早く誰かに相談しましょう！

相談先がわからないときは、「くらしサポート中央」（区役所4階）へお気軽にご連絡ください。適切な相談先のご案内や専門機関と連携した対応などを行います。

中央区役所・中央区社会福祉協議会

中央区役所	保健福祉課（保健福祉）	高齢者・障がい者・難病などに関する各種相談手続	(06)6267-9857
	保健福祉課（介護保険）	介護保険に関する各種手続	(06)6267-9859
	保健福祉課 （子育て支援・保育）	保育に関する相談、ひとり親に関する相談、子育てに関する相談、DV相談、ヤングケアラー相談など	(06)6267-9865
	保健福祉課（運営）	保健衛生、生活環境に関する各種相談手続	(06)6267-9882
	保健福祉課（地域活動）	保健師への健康相談、精神保健福祉相談	(06)6267-9968
	保健福祉課（生活支援）	生活保護の相談手続など	(06)6267-9872
中央区 社会福祉 協議会	在宅サービスセンター ふれあいセンターもも	地域包括支援センター（高齢者の総合相談【旧南区】）、生活福祉資金貸付相談、あんしんさぽと（金銭管理と福祉サービス利用の援助）、見守り相談室（要援護者や社会的孤立者の対応）、ボランティア・市民活動センター（ボランティア・市民活動に関する相談）など	(06)6763-8139
	東老人福祉センター	高齢者の各種相談、レクリエーションなど	(06)6941-7719
	南老人福祉センター	高齢者の各種相談、レクリエーションなど	(06)6213-2172
	子ども・子育てプラザ	子育ての情報提供、こどもの遊び場提供など	(06)6213-2171
	くらしサポート中央	生活のお困りごとに関する各種相談（区役所4階）	(06)7507-1487

各種相談機関リスト

名 称	内 容	電話番号
北部地域包括支援センター	高齢者の総合相談【旧東区】	(06)6944-2116
オレンジチーム	認知症に関する相談	(06)6948-6639
休日・夜間福祉電話相談	高齢者・障がい者に関する休日・夜間の電話相談	(06)4392-8181
障がい者基幹相談支援センターいきいき	障がいに関する各種相談	(06)6940-4185
エルムおおさか	発達障がいに関する各種相談	(06)6797-6931
大阪市こころの健康センター	こころの悩みに関する相談	(06)6923-0936
大阪市中心央こども相談センター	非行・問題行動などの相談、発達や性格に関する相談、 こどもの養育が困難な場合の相談など	(06)4301-3100
24時間こどもSOSダイヤル	いじめなどの悩みを24時間対応	(0120)0-78310
児童虐待ホットライン	児童虐待の相談・通告を24時間対応	(0120)01-7285

まとめ

【地域福祉ビジョンの取組を推進するための、区役所のミッション】

寄り添う

区民に寄り添い、気かけ、気づき、必要な支援につなげられるよう職員の福祉マインド力を強化します。

発信する

地域福祉ビジョンの施策展開に沿って情報発信し、区民の声を区政に反映するしくみを充実します。

向上する

生活の向上、幸福感の向上を区民に実感いただけるよう、福祉サービスの強化に取り組み続けます。

協働する

地域の様々な団体と協働し、区民が暮らしやすい地域コミュニティの構築をめざして連携を推進します。

(地方自治法第1条の2)

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。



区役所の
おしごと

基本は
福祉！

ですが・・・

中央区の地域福祉の推進は、
区役所だけで取り組めるもの
ではありません！

区民の皆様や様々な団体・組織と
ともに進めていくものです。

みんなが幸せな中央区を
みんなでめざしましょう！

中央区で暮らす人、中央区とつながっている
全ての人の日常生活を豊かで幸せにするため
の地域福祉・・・**HAPPY CHUO**



中央区地域福祉ビジョンのホームページはこちら

<http://www.city.osaka.lg.jp/chuo/page/0000592515.html>



編集・発行：中央区役所保健福祉課（保健福祉）

〒541-8518 大阪府中央区久太郎町1丁目2番27号

TEL：(06)6267-9857 FAX：(06)6264-8285

E-Mail：te0009@city.osaka.lg.jp